

次の内容に欠落がありましたので、お詫びして訂正いたします。追加のうえ、ご使用ください。
 一般高圧ガス保安規則 別表第三 3の2と5

検査項目	保安検査の方法
<p>3の2 製造設備が移動式製造設備である製造施設</p> <p>一 第八条第一項第四号の特定不活性ガスの製造施設の消火設備</p> <p>4 製造設備が第八条第三項に規定する移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第八条第三項で準用する第八条第一項第一号の製造施設の付近の引火性物質等の状況</p> <p>二 第八条第三項で準用する第八条第一項第二号の警戒標</p> <p>三 第八条第三項で準用する第六条第一項第十一号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第十三号の高圧ガス設備の強度</p> <p>四 第八条第三項で準用する第六条第一項第十二号の高圧ガス設備の気密試験</p> <p>五 第八条第三項で準用する第八条第一項第四号の酸素の製造施設の消火設備</p> <p>六 第八条第三項で準用する第六条第一項第四十二号イの容器置場の警戒標</p> <p>七 第八条第三項で準用する第六条第一項第四十二号ハの容器置場の第一種置場距離及び第二種置場距離</p>	<p>一 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。</p> <p>二 警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視により検査する。</p> <p>三 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視及び非破壊検査(肉厚測定を含む。)により検査する。</p> <p>四 高圧ガス設備を運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能の確認後の組立状態における気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。</p> <p>五 酸素の製造施設の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視及び記録により検査する。</p> <p>六 容器置場の警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視により検査する。</p> <p>七 容器置場の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。</p>

検査項目	保安検査の方法
<p>八 第八条第三項で準用する第六条第一項第四十二号ニの容器置場の障壁</p> <p>九 第八条第三項で準用する第六条第一項第四十二号ホの充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置</p> <p>十 第八条第三項で準用する第六条第一項第四十二号リの二階建の容器置場の構造</p> <p>十一 第八条第三項で準用する第六条第一項第四十二号ヌの酸素の容器置場の消火設備</p> <p>十二 第八条第三項第一号の充填ホースの材料</p> <p>十三 第八条第三項第二号の容器の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置</p> <p>十四 第八条第三項第三号の誤発進防止措置</p> <p>十五 第八条第三項第四号の移動式製造設備の停止場所</p> <p>十六 第八条第三項第五号のクールド・エバポレータと移動式製造設備との距離</p> <p>5 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設の場合</p> <p>一 第八条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第十一号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第十三号の高圧ガス設備の強度</p> <p>二 第八条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第十二号の高圧ガス設備の気密試験</p> <p>三 第八条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第十四号のガス設備に使用されている材料</p>	<p>八 容器置場の障壁の設置状況及び維持管理状況を目視及び図面により検査する。</p> <p>九 酸素の充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>十 二階建の容器置場の構造を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。</p> <p>十一 酸素の容器置場の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視及び記録により検査する。</p> <p>十二 充填ホースに使用されている材料を記録又は図面により検査する。</p> <p>十三 容器の配管に講じた酸素の液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十四 誤発進防止措置の設置状況を目視及び図面により検査し、当該誤発進防止措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十五 移動式製造設備の停止場所を目視及び図面により検査する。</p> <p>十六 移動式製造設備の停止場所とクールド・エバポレータとの距離を目視又は図面その他の書面により検査する。</p> <p>一 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視及び非破壊検査(肉厚測定を含む。)により検査する。</p> <p>二 高圧ガス設備を運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能の確認後の組立状態における気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。</p> <p>三 ガス設備に使用されている材料を記録又は図面により検査する。</p>

検査項目	保安検査の方法
<p>四 第八条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第十八号の高圧ガス設備の温度計等</p> <p>五 第八条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第十九号の高圧ガス設備の圧力計</p> <p>六 第八条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第十九号の高圧ガス設備の安全装置</p> <p>七 第八条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第二十六号の高圧ガス設備に係る電気設備</p> <p>八 第八条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第三十号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁</p> <p>九 第八条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第三十八号の可燃性ガスの製造設備の静電気を除去する措置</p> <p>十 第八条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第四十一号の製造設備のバルブ等の操作に係る措置</p> <p>十一 第八条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第四十二号イの容器置場の警戒標</p> <p>十二 第八条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第四十二号ハの容器置場の第一種置場距離及び第二種置場距離</p>	<p>四 高圧ガス設備の温度計の設置状況を目視、図面等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認器具を用いた測定又はその記録により検査し、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すための措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>五 高圧ガス設備の圧力計の設置状況を目視、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認器具を用いた測定又はその記録により検査する。</p> <p>六 高圧ガス設備の安全装置の設置状況及び維持管理状況を目視、図面等により検査する。バネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>七 可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備の位置及び当該ガスに対し防爆性能を有する構造であること及び維持管理状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>八 圧縮機と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況及び維持管理状況を目視及び図面により検査する。</p> <p>九 可燃性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。</p> <p>十 作業員がバルブ又はコックを適切に操作することができるような措置の状況を目視により検査する。</p> <p>十一 容器置場の警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視により検査する。</p> <p>十二 容器置場の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。</p>

検査項目	保安検査の方法
<p>十三 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号ニの容器置場の障壁</p> <p>十四 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号ホの充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置</p> <p>十五 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号への容器置場のガスが滞留しない構造</p> <p>十六 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号リ of 二階建の容器置場の構造</p> <p>十七 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号又の可燃性ガスの容器置場の消火設備</p> <p>十八 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第三号の緊急時に遮断するための措置</p> <p>十九 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第五号のディスプレイに設置された遮断装置</p> <p>二十 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第五号のディスプレイに講じた漏えいを防止するための措置</p> <p>二十一 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第六号の配管の設置位置等</p> <p>二十二 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第七号のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</p> <p>二十三 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第八号のディスプレイの屋根</p>	<p>十三 容器置場の障壁の設置状況及び維持管理状況を目視及び図面により検査する。</p> <p>十四 可燃性ガスの充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>十五 可燃性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p> <p>十六 二階建の容器置場の構造を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。</p> <p>十七 可燃性ガスの容器置場の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視及び記録により検査する。</p> <p>十八 配管に講じた緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十九 ディスペンサーに設置された遮断装置を目視により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十 ディスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>二十一 配管の設置位置又は配管が設置されているトレントリの構造を目視により検査する。</p> <p>二十二 可燃性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況及び維持管理状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十三 ディスペンサーの屋根の材料を目視によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>

検査項目	保安検査の方法
<p>二十四 第八条の二第二項第一号で準用する第七条の三第一項第十一号の圧縮水素の過充填防止のための措置</p> <p>二十五 第八条の二第二項第一号で準用する第七条の三第一項第十三号の圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置</p> <p>二十六 第八条の二第二項第一号で準用する第七条の三第一項第十三号の配管の常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満の場合に当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置</p> <p>二十七 第八条の二第二項第一号で準用する第七条の三第一項第十五号の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造</p> <p>二十八 第八条の二第二項第一号で準用する第七条の三第一項第十五号の蓄圧器の劣化を防止するための措置</p> <p>二十九 第八条の二第二項第一号で準用する第八条第一項第二号の警戒標</p> <p>三十 第八条の二第二項第一号で準用する第八条第一項第四号の可燃性ガスの製造施設の消火設備</p> <p>三十一 第八条の二第二項第二号の容器に取り付けられた配管に講じた遮断措置</p> <p>三十二 第八条の二第二項第三号の熱作動式安全弁</p> <p>三十三 第八条の二第二項第四号の高圧ガス設備の安全弁等の放出管</p> <p>三十四 第八条の二第二項第五号の液化水素の超低温容器の負圧防止措置</p> <p>三十五 第八条の二第二項第六号の液化水素の超低温容器の液面計</p>	<p>二十四 過充填防止のための措置の状況を目視及び記録により検査する。</p> <p>二十五 圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十六 配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十七 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p> <p>二十八 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>二十九 警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視により検査する。</p> <p>三十 可燃性ガスの製造施設の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視及び記録により検査する。</p> <p>三十一 配管に講じた遮断措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>三十二 熱作動式安全弁の設置状況を目視、図面等により検査し、当該熱作動式安全弁の機能を図面又は記録により検査する。</p> <p>三十三 高圧ガス設備の安全弁又は破裂板及び熱作動式安全弁の放出管の設置状況を目視により検査する。</p> <p>三十四 液化水素の超低温容器の負圧防止措置の状況を目視により検査し、当該負圧防止措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>三十五 液化水素の超低温容器に設けられた液面計の設置状況を目視により検査し、当該液面計の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>

検査項目	保安検査の方法
<p>三十六 第八条の二第一項第七号の通報を速やかに行うための措置</p> <p>三十七 第八条の二第一項第八号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置</p>	<p>三十六 通報を速やかに行うための措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。</p> <p>三十七 常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>